平成２８年（フ）第４１号
兵庫県西脇市高田井町83番地の１
債務者　内橋　　薫
１　決定年月日時　平成29年８月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第１０２号
青森県八戸市大字鮫町字金屋46番地２
債務者　高橋　秀一
１　決定年月日時　平成29年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２８６号
岐阜県岐阜市北一色７丁目24番８－１号（メゾン・ド・ジュン102）、従前の住所仙台市青葉区高松１丁目２番16号　アーバンフラッツ西山101
債務者　近河　千尋
１　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
茨城県小美玉市上玉里2248番地９
債務者　田村　広美
１　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８号
茨城県土浦市中村南４丁目３番１－301号
県営大房アパート
債務者　阿部江利香
１　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第６１号
群馬県桐生市相生町１丁目９番地の２
債務者　小菅　宗作
１　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第５２号
富山県高岡市出来田114番地１　サウスピアミナミ305号
債務者　佐藤　千穂
１　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第９１号
富山県氷見市朝日本町８番14号
債務者　青野　文彦
１　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２４８号
岐阜市東改田304番地
債務者　近藤　清子
１　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１０８８号
名古屋市東区東片端町54番地　市営山吹荘509号
債務者　小林加代子（旧姓西尾）
１　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７０号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目166番地　ウエストフラット111号、旧住所鳥取県鳥取市古海76番地２　ピュールリヴィエール205号・鳥取県鳥取市気高町冨吉184番地
債務者　山﨑　幸子（旧姓森本）
１　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７７号
広島市佐伯区美鈴が丘南１丁目３番６号
債務者　後藤　幹男
１　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７９号
広島市西区福島町１丁目２番１－401号
債務者　才津原明美
１　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１４号
広島市中区千田町３丁目12番13－502号
債務者　平田　政子
１　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４８号
広島県安芸郡熊野町萩原２丁目９番15－202号
債務者　金堀　有里（旧姓寺田）
１　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３号
広島県三次市君田町東入君10010番地１
債務者　大石　健三
１　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第１６２号
徳島県阿波市吉野町西条字庄境47番地
債務者　野上　　恵
１　決定年月日時　平成29年８月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部